

入札公告

次のとおり総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）第 75 条の規定に基づき公告する。

平成 29 年 1 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 4 2 9 1 0 0 0 2 0 9
- (2) 事業名 伊賀市小学校給食センター整備運営事業
- (3) 事業概要 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく伊賀市小学校給食センターの施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務
- (4) 工事・履行場所 伊賀市 西条 地内
- (5) 事業期間 本契約日の翌日から平成 47 年 3 月 31 日まで
- (6) 予定価格 4, 2 1 7, 6 2 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を除く）
- (7) 失格基準価格 設定しない。

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成等は、次に掲げる企業を含む複数の企業により構成されるグループとするが、必要に応じて、次の企業以外の企業（以下「その他の企業」という。）を入札参加者に含めることができる。

- ① 本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）
- ② 本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）
- ③ 本施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
- ④ 本施設の調理設備調達・設置業務及び調理設備保守管理業務を行う企業（以下「調理設備企業」という。）
- ⑤ 本施設の建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務及び外構等保守管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
- ⑥ 本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）

イ 本事業に係る各業務を複数の企業が共同または分担して実施することや、同一の企業が複数の業務を実施することも可能であるが、建設企業と工事監理企業を同一の企業または相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業が兼ねることはできない。資本面において関連のある企業とは、当該企業の 50%を超える株式を保有し、またはその出資の総額の 50%を超える出資をしている企業をいい、人事面において関連のある企業とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業をいう。

ウ 入札参加者を構成する企業（以下「構成員」という。）は、次の定義により分類する。

- ① 代表企業は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務を受託または請け負い、SPCに出資する企業のうち、構成員を代表して入札手

続きを行う者を言い、SPCへの出資比率は、出資者の中で最大とする。

② 構成企業は、SPCから直接業務を受託または請け負い、SPCに出資する企業をいう。

③ 協力企業は、SPCから直接業務を受託または請け負い、SPCに出資しない企業をいう。

エ 落札者の代表企業及び構成企業は、市との仮契約の締結までに、SPCを会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として市内に設立する。

オ 構成員には、設計企業、建設企業、工事監理企業のうち市内に本店を有する企業を 1 社以上参加させるものとする。

カ 構成員は、複数の入札参加者の構成員になることはできない。また、構成員のいずれかと資本面または人事面で関連のある企業は、他の入札参加者の構成員となることはできない。

キ 構成員は、SPCから直接受託または請け負った業務の一部について、第三者に委託または下請人を使用することができるが、事前に市の承諾を得るものとする。

ク SPCに出資する企業は、原則として事業契約が終了するまで株式を保有し続けるものとし、事前に市が書面により承諾した場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

（2）構成員共通の参加資格要件

構成員は、本事業を長期間にわたり円滑かつ安定的に実施できる健全な財務体質や各業務を効率的かつ効果的に遂行できる経験及びノウハウを有する企業とし、入札公告日において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の要件すべてに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及びPFI法第 9 条の規定に該当しない者
- ② 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- ③ 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でない者
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立の事実がないこと
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- ⑥ 入札公告日から開札までの期間に、伊賀市または三重県で指名停止等の措置を受けていない者。ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合は、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可能とする。
- ⑦ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。ただし、当該届出の義務のない者を除く。
- ⑧ 法令、規則等に違反していない者
- ⑨ 「伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」別表第 1 に掲げるいずれかに該当

しない者

- ⑩ 法人税、消費税及び地方消費税、県税（三重県）、市税（伊賀市）を滞納していない者
- ⑪ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社百五総合研究所及び同社が当該業務において提携している株式会社梓設計中部支社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと
- ⑫ 市が設置した「伊賀市小学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員または委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

（３）設計企業の参加資格要件

設計企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が設計業務を共同または分担して実施する場合は、いずれの企業も①から③までの要件を満たしていること。④の要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- ① 入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタントー建築一般に登録されている者
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- ③ 平成 14 年度以降に元請として延床面積 1,750 ㎡以上の公共施設の実施設計を完了した実績を有していること
- ④ 平成 14 年度以降に元請としてドライシステムの学校給食施設の実施設計を完了した実績を有していること

（４）建設企業の参加資格要件

建設企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が建設業務を共同して実施することも可とし、いずれの企業も①から③までの要件を満たしていること。④から⑦までの要件については、1 社以上の企業がすべてに該当すること。

- ① 入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき建築一式工事について特定建設業の許可を受けている者
- ③ 経営規模等評価結果通知書の審査基準日が平成 28 年 7 月 31 日以降の者（経営事項審査申請中または申請予定者含む。）
- ④ 伊賀市内に本店を有する者にあつては、伊賀市建設工事等発注基準及び伊賀市入札参加資格者格付基準に定める建築一式工事の A ランクの者、伊賀市内に支店・営業所等を有する者及び三重県内・三重県外に本店・支店又は営業所等を有する者にあつては、平成 28 年 7 月 31 日以降の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P）が 1,100 点以上の者
- ⑤ 平成 14 年度以降に竣工した延床面積 1,750 ㎡以上の公共施設（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造）の建築一式工事において元請（共同企業体の場合は構成員でも可）の施工実績を有する者（共同企業体による施工実績の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。ただし、この場合の施工実績は出資比率で按分するものとする。）
- ⑥ 建設業法第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による監理技術者（一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者）で、かつ建築一式工事において、元請で単独または企業体の構成員として、主任技術者または監理技術者の施工経験

を有する者を専任で配置できる者（監理技術者有資格者として現場代理人の経歴を有する者の配置は可とする）

⑦ 現場代理人を常駐配置できる者

（５）工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が工事監理業務を共同または分担して実施する場合は、いずれの企業も①から③までの要件を満たしていること。④の要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- ① 入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタントー建築一般に登録されている者
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- ③ 平成 14 年度以降に元請として延床面積 1,750 m²以上の公共施設の実施設計を完了した実績を有していること
- ④ 平成 14 年度以降に元請としてドライシステムの学校給食施設の実施設計を完了した実績を有していること

（６）調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ① 入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の機械器具ー給食・厨房機器に登録されている者
- ② 平成 14 年度以降に竣工した調理能力 4,000 食/日以上为学校給食センターの調理設備等調達・設置業務を元請として履行した実績を有していること

（７）維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ① 入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の保守点検業務に登録されている者
- ② 平成 14 年度以降に公共施設の保守管理業務を元請として履行した実績を有していること

（８）運営企業の参加資格要件

運営企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が運営業務を共同または分担して実施する場合は、いずれかの企業が②の要件を満たしていること。

- ① 入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿のその他業務ー給食業務に登録されている者
- ② 平成 14 年度以降に竣工した調理能力 2,000 食/日以上为学校給食センターにおいて、調理業務等を元請として履行した実績を有していること

（９）その他の企業の参加資格要件

その他の企業は、本事業で担当する業務に関連して、伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていることを参加資格要件とする。

（10）参加資格の確認基準日

入札参加者の資格要件に関する確認基準日は、入札公告日とする。

ただし、参加資格の確認基準日から落札者の決定日までの期間に、各構成員が上記の参加資格

要件の全部または一部を欠くような事態が生じた場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情が発生した場合に限り協議を行い、代表企業以外の構成企業及び協力企業については、変更等を認める場合がある。

3 入札説明書等の公表に関する事項

(1) 入札説明書等の内容

入札説明書等は次の①～⑤により構成される。

① 入札説明書

② 要求水準書

③ 落札者決定基準

④ 様式集

⑤ 基本協定書（案）及び事業契約書（案）

(2) 公表開始日 平成 29 年 11 月 22 日（水）

(3) 公表場所 伊賀市ホームページ

4 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

(1) 開催日時 ア 入札説明書等に関する説明会

平成 29 年 11 月 30 日（木）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

イ 現地見学会

平成 29 年 11 月 30 日（木）午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分

(2) 開催場所 ア 入札説明書等に関する説明会

ハイトピア伊賀 5 階 学習室 2（伊賀市上野丸之内 500 番地）

イ 現地見学会

事業用地（伊賀市西条 114 番地）

(3) 申込方法 電子メールにて受付。詳細については、入札説明書を参照のこと。

5 入札説明書等に関する質問・意見の受付及び回答

(1) 受付期間 ア 第 1 回

平成 29 年 11 月 28 日（火）～平成 29 年 12 月 5 日（火）午後 5 時まで

イ 第 2 回

平成 30 年 1 月 23 日（火）～平成 30 年 1 月 25 日（木）午後 5 時まで

(2) 受付方法 電子メールにて受付

(3) 回答 第 1 回 平成 29 年 12 月 25 日（月）に伊賀市ホームページにて行う。

第 2 回 平成 30 年 2 月 9 日（金）に伊賀市ホームページにて行う。

6 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

(1) 受付期間 平成 30 年 1 月 9 日（火）～平成 30 年 1 月 11 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出場所 伊賀市教育委員会事務局 教育総務課（伊賀市役所 大山田支所 2 階）

〒518-1422 三重県伊賀市平田 652 番地の 1

(3) 提出書類 様式集に従って作成すること。

(4) 提出方法 持参または郵送により提出すること。

持参する場合は、提出日の前日までに伊賀市教育委員会事務局 教育総務課に連絡し、午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。

郵送する場合は、書留郵便とし、受付期限までに必着のこと。

7 参加資格審査結果の通知

- (1) 通知期限 平成 30 年 1 月 22 日 (月) まで
- (2) 通知方法 各入札参加者の代表企業に郵送する。

8 入札書類及び提案書類の受付

- (1) 受付日時 平成 30 年 2 月 26 日 (月) 午前 10 時から午後 3 時まで
- (2) 提出場所 伊賀市教育委員会事務局 教育総務課 (伊賀市役所 大山田支所 2 階)
〒518-1422 三重県伊賀市平田 652 番地の 1
- (3) 提出書類 様式集に従って作成すること。
- (4) 提出方法 入札参加者の代表企業が持参により提出すること。

9 入札及び開札の執行

- (1) 開札日時 平成 30 年 2 月 26 日 (月) 午後 4 時
- (2) 開札場所 伊賀市役所 大山田支所内 (詳細については、入札参加者に別途通知する。)
- (3) 開札方法 入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。開札時において、入札価格の公表は行わない。

10 落札者の決定方法

落札者の選定は、参加資格審査と提案審査の 2 段階で実施する。詳細については、落札者決定基準に示す。

11 その他

- (1) 入札保証金
免除とする。
- (2) 入札参加等に係る費用負担
入札書類及び提案書類の作成並びに入札参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (3) 契約保証金
伊賀市会計規則第 99 条の規定による。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者の決定後、当該落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合には、当該決定を取り消すものとする。
 - ① 本事業への参加資格が無い者による入札
 - ② 参加資格の確認基準日から入札日までに参加資格要件を欠いた者を構成員としている者による入札
 - ③ 参加資格審査を通過した入札参加者の代表企業以外の者による入札
 - ④ 必要な記名押印がない、または押印された印影が明らかでない入札書による入札
 - ⑤ 金額を訂正した入札書による入札
 - ⑥ 金額以外の記載事項を訂正、削除、挿入等を行った場合において、訂正印がない入札書による入札
 - ⑦ 必要事項の記載がない、または記載事項が判読できない入札書による入札
 - ⑧ 入札書に記載された事項の誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭な入札
 - ⑨ 入札書に記載されている日付が入札日と異なる、または日付の記載がない入札
 - ⑩ 委任状を持参しない代理人による入札
 - ⑪ 2 通以上の入札書を提出した者による入札
 - ⑫ 他の入札参加者の代理人を兼ねた者による入札

- ⑬ 提案書類に虚偽の記載をした者による入札
- ⑭ 談合等の不正行為があった者による入札
- ⑮ 入札書別紙（入札価格内訳書）を提出しない、または入札書別紙に不備等がある入札
- ⑯ 記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている入札書による入札
- ⑰ その他入札に関する条件に違反した入札または市の指示に従わない者による入札

（５）契約手続き等

市は、落札者と基本協定を締結する。

本事業は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 68 号）第 2 条の規定に該当するため、市は、落札者が設立した S P C と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約となるものである。

なお、議会の議決が得られなかったことにより落札者に損失が生じて、市は一切の責めを負わない。

（６）支払条件

- ア 前 払 金：無
- イ 中間前払金：無
- ウ 部分払い：有（62 回以内）

（７）次の納税証明書等（入札日から起算して 6 ヶ月以内のものに限る。）の提示がないと、当該入札には参加できない。

ア 伊賀市内に本店を有する事業者

（ア）すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

イ 伊賀市内に支店、営業所等を有する事業者

（ア）すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

（イ）消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その 3〕＝所管税務署発行

ウ 三重県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者

（ア）すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕＝所管県税事務所発行

（イ）消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その 3〕＝所管税務署発行

エ 三重県外に本店、支店又は営業所等を有する事業者

（ア）法人税及び消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その 3 の 3〕＝所管税務署発行

（８）その他詳細は、入札説明書による。

（９）本公告に関する問い合わせ

伊賀市教育委員会事務局 教育総務課

住所：三重県伊賀市平田 652 番地の 1 伊賀市役所大山田支所 2 階

電話：0595-47-1280

電子メール：kyoui-soumu@city.iga.lg.jp

ホームページ：http:// www.city.iga.lg.jp